

株式会社ヨコオ CSR 購買ガイドライン

第 1.0 版

お取引先の皆様へ

株式会社ヨコオおよびそのグループ会社（以下、併せて「当社」と記す）は、当社の CSR 方針・行動規範を基本に、お取引先様に実践・遵守いただきたい行動・活動の基準について『取引先行動規範』として纏めています。

この『取引先行動規範』は、当社およびお取引先様の企業価値の更なる向上を目指し、これまで以上にステークホルダーの信頼に答えるため、RBA 行動規範、JEITA 等を参考に策定しました。

本 CSR 購買ガイドラインは、お取引先様が当社の『取引先行動規範』をより理解して頂くことを目的に、取引先行動規範の項目について取り組みを交えて説明をしております。

本 CSR 購買ガイドラインを通じて、当社とお取引先の皆様が当社の CSR（企業の社会的責任）活動について共通の認識を持ち、持続可能な社会の発展に貢献することによって、将来的に共に社会から支持され続ける関係を構築していきたいと考えておりますので、何卒引き続き、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

2024 年 7 月 1 日

株式会社ヨコオ 購買本部

〒370-2495

群馬県富岡市神農原 1112

株式会社ヨコオの CSR 購買方針

株式会社ヨコオは、企業理念体系として定めている「企業理念体系 パーパス/存在意義、ビジョン/目指す姿、バリュー/価値観」に基づき、下記の「購買方針」に則ってグローバルに購買活動を展開して参ります。

◆お取引先との共存共栄

お取引先と長期的な信頼関係を構築し、相互に価値を高め合うパートナーシップを築く。
多様なお取引先から調達し、付加価値を生み出して社会に貢献する。

◆公正・公平なお取引

品質、価格、納期、サービス、技術力、CSR 等から総合的に評価し、透明性を持って取引先を選定する。

国内外や経営規模に関わらず、公正・公平な参入機会を提供する。

◆CSR への取り組み

「ヨコオの CSR 方針・行動規範」を尊重し、人権尊重や地球環境保全等に配慮した購買活動を推進する。

お取引先と協力して企業倫理や法令遵守等の CSR 活動に励む。

CSR 購買ガイドラインの構成

当社『取引先行動規範』を、理解を深めるために具体的な取り組みを交えて記載しております。
お取引先様におかれましても同等の取り組みをお願い致します。

目次

1. 法令遵守・国際規範の尊重	7
2. 労働	7
(2-1) あらゆる強制労働の排除	7
(2-2) 児童労働の禁止、若年労働者への配慮	7
(2-3) 労働時間への配慮	8
(2-4) 適切な賃金と手当	8
(2-5) 差別・ハラスメントの禁止/人道的待遇	9
(2-6) 結社の自由、団体交渉権	9
3. 安全衛生	10
(3-1) 安全衛生許可と報告	10
(3-2) 労働安全衛生	10
(3-3) 緊急時への備え	11
(3-4) 労働災害・労働疾病	11
(3-5) 産業衛生	12
(3-6) 身体的負荷のかかる作業への配慮	12
(3-7) 機械装置の安全対策	12
(3-8) 施設の安全衛生	13
(3-9) 安全衛生のコミュニケーション	13
4. 環境	14
(4-1) 環境許可と報告	14
(4-2) 汚染防止と資源削減	14
(4-3) 有害物質管理	15
(4-4) 廃棄物の管理	15
(4-5) 大気への排出	15
(4-6) 物質の制限管理	16
(4-7) 水の管理	16
(4-8) エネルギー消費および温室効果ガスの排出削減	16
(4-9) 生物多様性の保全	17
5. 倫理	17

(5-1)	腐敗防止.....	17
(5-2)	不適切な利益供与および受領の禁止.....	17
(5-3)	適切な情報開示.....	18
(5-4)	知的財産の尊重.....	18
(5-5)	公正なビジネスの遂行.....	18
(5-6)	通報者の保護.....	18
(5-7)	責任ある鉱物調達.....	19
(5-8)	適切な輸出入管理.....	19
(5-9)	反社会的勢力との関係遮断.....	19
6.	品質・安全性.....	20
(6-1)	製品の安全性の確保.....	20
(6-2)	品質管理.....	20
(6-3)	正確な製品・サービス情報の提供.....	20
7.	情報セキュリティ.....	21
(7-1)	サイバー攻撃に対する防御.....	21
(7-2)	個人情報の保護.....	21
(7-3)	機密情報の漏洩防止.....	21
8.	事業継続計画.....	22
(8-1)	事業継続計画の策定と準備.....	22
9.	社会貢献.....	22
(9-1)	社会・地域への貢献.....	22
10.	マネジメントシステム.....	22
(10-1)	企業のコミットメント.....	23
(10-2)	経営者の説明責任.....	23
(10-3)	法定要件および顧客要求事項.....	23
(10-4)	リスク評価とリスク管理.....	23
(10-5)	改善目標.....	24
(10-6)	教育や研修.....	24
(10-7)	コミュニケーションの推進.....	24
(10-8)	内部通報制度.....	24
(10-9)	評価.....	24

(10-10)	是正措置プロセス	25
(10-11)	文書化と記録	25
(10-12)	サプライヤーへの責任	25

1. 法令遵守・国際規範の尊重

企業は、自国および事業を行う国／地域の適用される法規制を遵守するのみならず、国際行動規範を尊重しなければなりません。

2. 労働

企業は労働者の人権を支持し、国際社会から理解されるよう、尊厳と敬意をもって接しなければなりません。これは、臨時社員、移民労働者、学生、契約社員、直接雇用者、およびその他の就労形態の労働者を含む、すべての労働者に適用されます。

(2-1) あらゆる強制労働の排除

企業は、強制、拘束（債務による拘束を含む）または拘留労働、非自発的または搾取的囚人労働、奴隷労働または人身売買による労働を用いることを認めません。これには、労働またはサービスのために脅迫、強制、強要、拉致または詐欺によって人を移送、隠匿、採用、移動すること、またはその受け入れを含みます。

<取り組み>

- ◎ 強制、拘束（債務による拘束を含む）または拘留労働、非自発的または搾取的囚人労働、奴隷労働または人身売買による労働力を用いない。
- ◎ 職場や寮の出入りに不当な制限を課さない。
- ◎ 正式契約の前に（外国人労働者は母国を発つ前に）、母語または労働者の理解できる言語で記載された文書で労働条件について労働者に通知し 契約書を取り交わす。
- ◎ 出身国で取り交わした契約内容を、就労国で不利な条件に変更しない。
- ◎ 労働者の離職の自由を認める。
- ◎ 企業、派遣会社および人材斡旋業者は、労働者の政府発行の身分証明書、パスポート、移民申請書などを保持してはならない。
- ◎ 退職者の情報を適切に保管する。
- ◎ 企業が労働者に提供する寮には、個人的な所有物や貴重品を保管できる設備を提供する。
- ◎ 企業、派遣会社および人材斡旋業者は、労働者から就職斡旋手数料を徴収しない。万が一、労働者による手数料の支払いが明らかになった場合には速やかに返金する。
- ◎ 企業は、派遣会社および人材斡旋業者へ上記の項目に対応することを要請し、確認する。

(2-2) 児童労働の禁止、若年労働者への配慮

企業は、労働者の年齢を確認する適切な仕組みを持ち、最低就業年齢に満たない児童に労働をさせてはなりません。また、企業は、18歳未満の労働者（若年労働者）を夜勤、超過時間勤務、健康や安全が損なわれる可能性のある危険業務に従事させてはなりません。

<取り組み>

- ◎ 児童の雇用を行わない。(児童とは、15歳、または義務教育を修了する年齢、または国の雇用最低就業年齢の内、いずれか最も高い年齢に満たない者を指す)
- ◎ 18歳未満の労働者(若年労働者)を、夜勤、超過時間勤務、健康や安全が損なわれる可能性のある危険業務に従事させない。
- ◎ 労働者の年齢を適切な仕組みをもって確認する。
- ◎ 現地の適用法がない場合、学生労働者、インターン、および見習いの報酬は、同程度の価値を持った作業を行っている他の新人労働者と少なくとも同じとする。

(2-3) 労働時間への配慮

企業は、現地法で定められている労働時間の限度を超えないよう管理する必要があります。週間労働時間は緊急時や非常時を除き、時間外労働を含めて60時間を超えてはなりません。また、すべての時間外労働は労働者の自発的でなくてはなりません。労働者に7日間に1日以上以上の休暇の取得が認められなければなりません。

<取り組み>

- ◎ 週間労働時間は、緊急時や非常時を除き、時間外労働を含めて60時間を超えてはならない。現地法令がこれより厳しい場合は、現地法令に従う。
- ◎ 年間の労働日数の計画および実績は法定限度を超えてはならない。
- ◎ 労働者は7日ごとに1日以上以上の休日を取得している。
- ◎ 全ての時間外労働は労働者が自発的に行う。

(2-4) 適切な賃金と手当

企業は、同一労働・同一賃金を原則とし、労働者に支払われる報酬(最低賃金、超過時間勤務賃金、および法的に義務付けられた手当や賃金控除を含む)に、適用されるすべての法規制を遵守しなければなりません。また、懲戒処分としての賃金を控除することは認めません。

<取り組み>

- ◎ 最低賃金、超過時間勤務、および法的に義務づけられている福利厚生に関連する法律を含め、適用されるすべての賃金に関する法律に準拠しなければならない。
- ◎ 超過時間勤務に対しては、現地法に基づき割増賃金を支払う。
- ◎ 懲戒処分を目的とした減給は行わない。
- ◎ 実施した作業に対する正確な賃金を確認できるよう、十分な情報が理解できる言語で記載された給与明細書を労働者に支払い期日までに提供する。
- ◎ すべての労働者に現地法にもとづいた賃金や手当を遅配なく支払う。

(2-5) 差別・ハラスメントの禁止/人道的待遇

企業は、賃金、昇進、報奨、研修への参加などにおけるハラスメントや差別のない職場環境作りを約束しその要件に従い定められた懲戒方針および手順は明文化し、労働者に伝達されなければなりません。労働者には、宗教上の慣習や障害に対する合理的な配慮が提供されなければなりません。さらに、労働者または採用予定者に差別的要素が含まれる可能性のある身体検査を受けることを指示してはなりません。

<取り組み>

- ◎ 労働者に対する暴力、ジェンダーに基づく暴力、セクシャルハラスメント、性的虐待、体罰、精神的・肉体的な抑圧、いじめ、言葉による虐待などの非人道的な行為を認めない。
- ◎ 懲戒方針および手順を明確に定義し、労働者に伝達する。
- ◎ 賃金、昇進、報酬、および研修の利用などの採用や雇用慣行において、人種、肌の色、年齢、性別、性的指向、性同一性と性表現、民族または国籍、障害の有無、妊娠、宗教、所属政党、所属組合、軍役経験の有無、保護された遺伝情報、結婚歴等を理由とした差別を行わない。
- ◎ 多様な価値観や視点、多彩な個性を尊重し、新しい価値の創造に努める。
- ◎ 労働者の宗教的慣習や障がいに対する合理的な便宜を図る。
- ◎ 労働者または採用候補者に、妊娠検査や処女検査など、差別的に使用される可能性がある医療検査・身体検査を受けさせない。

(2-6) 結社の自由、団体交渉権

企業は、すべての労働者の自らの意思による労働組合結成・参加、団体交渉、平和的集会への参加の権利を尊重するとともに、それらを差し控える労働者の権利も尊重しなければなりません。それらの権利が現地法により規制されている場合、労働者は合法的な代替形態において、労働者代表を選出し、協議に参加する事が認められるものとします。

<取り組み>

- ◎ 労働者の団体交渉の実施、平和的な集会への参加を認める。
- ◎ 労働者の労働組合の結成、労働組合への参加の権利を現地法に従い認める。
- ◎ 労働者および/または彼らの代表者は、組合への加入/非加入を理由に差別、報復、脅迫、ハラスメントを行わない。
- ◎ 労働者または彼らの代表者は、労働条件および経営慣行に関して経営陣とコミュニケーションを図ることができる。

3. 安全衛生

企業は、安全で衛生的な作業環境が、業務上の怪我や病気の発生を最小化することに加えて、製品およびサービスの品質、製造の均一性、ならびに労働者の定着および勤労意欲を向上させるよう努めなければなりません。また、職場での安全衛生の問題を特定および解決するために、継続的な労働者への情報発信と教育を行う事も不可欠です。

(3-1) 安全衛生許可と報告

企業は、事業の所在地の法規制に従い、事業に必要な許認可、登録書、免許および試験報告書を取得し、最新の状態に保ち、申請・通知しなければならない。また、法規制に従い、事業に必要な報告事項を報告しなければならない。

<取り組み>

- ◎ 行政等への提出、届出を求められる*安全衛生に関する文書の管理を適切に行っている。
日本国内の場合、安全衛生に関連する行政等への提出、届出と報告の義務があり、関連法令や規制に定める要件を遵守する。
例としては以下のような届出と報告がある。
 - ・ 総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、産業医、電気主任技術者、防災管理者 等の選任報告
 - ・ 設備の設置・移動届（クレーン、排気設備、特定施設、危険物貯蔵所、高圧ガス貯蔵施設、小型ボイラー 等）
 - ・ 労働者死傷病報告、健康診断結果報告書
 - ・ 消防計画
 - ・ 変電所定期点検報告書、ボイラー業者点検報告

(3-2) 労働安全衛生

企業は、安全衛生上の潜在的な危険源を特定、評価し、*ヒエラルキーコントロールを用いて軽減しなければなりません。

また、妊娠中の女性・育児中の母親など、ジェンダーに対する労働安全衛生上のリスクの除去または軽減、合理的な便宜の提供など、妥当な措置を講じなければなりません。

<取り組み>

- ◎ 業務上の潜在的な危険源（化学物質、電気およびその他のエネルギー源、火気、車両および落下の危険）を明確にし、予防保全や職場の安全作業手順（ロックアウト*／タグアウト*を含む）を実施し、継続的なトレーニングを実施する。
 - *ロックアウト：センサによる危険箇所の監視、機械や装置に供給される動力源を施錠することによって遮断すること
 - *タグアウト：動力源の遮断中に動力源遮断装置の操作禁止を札などによって明示す

ること

- ◎ ヒエラルキーコントロール**で危険源を適切に管理できない場合は、保護メガネ・安全帽・手袋など、適切に維持管理された個人保護用具を提供する。
**ヒエラルキーコントロールには、危険源の除去、プロセスや材料の代替、適切な設計による制御、工学的および管理的対策の実施、予防保全、および安全作業手順（ロックアウト／タグアウトを含む）の実施、および継続的な労働安全衛生に関する教育訓練の提供が含まれる。これらの手段により、危険源を適切に管理することができない場合、労働者には適切で正しく維持管理された個人保護用具、およびこれらの危険源に関連するリスクに関する教材が提供されなければならない
- ◎ 資格が必要な作業等について把握し、必要な資格を保有しているものがその作業を行う。
- ◎ 妊娠中の女性や育児中の母親などジェンダーに基づく労働安全衛生上のリスクを除去する。
- ◎ ジェンダーに対応した合理的な便宜の提供（例えば、育児中の母親に搾乳するための清潔で安全な場所や母乳の保管場所を提供する）など、妥当な措置を講じる。

(3-3) 緊急時への備え

企業は、潜在的な緊急事態や非常事態を特定、評価し、緊急の報告、従業員への通知および避難手順、労働者の教育訓練を含む緊急計画および対応手順の訓練実施により、その影響を最小限に抑えなければなりません。また企業は、労働者が報復を恐れることなく差し迫った危険から退避する事を認め、状況が緩和されるまで戻れないよう管理しなくてはなりません。

<取り組み>

- ◎ 避難経路や避難場所を職場に掲示する。
- ◎ 適切に火災探知機、消火器を設置する。
- ◎ 設備や避難経路において、定期的に点検をし、緊急時に問題なく使用、行動が出来る状態を維持する。
- ◎ 緊急事態発生時に備えて、復旧計画を立案する。
- ◎ 緊急事態への対応訓練を定期的に（少なくとも年に1度、または現地法の要求、いずれかのより厳しい方法で）実施する。
- ◎ 避難経路のドアは進行方向に向かってワンモーションで脱出できる仕様にする。

(3-4) 労働災害・労働疾病

企業は、労働災害および疾病を防止、管理、追跡、および報告する仕組みを運用しなければなりません。これには、労働者からの報告の奨励、労働災害および疾病事例の分類および記録、必要な治療の提供、事例の詳細な調査、および原因除去のための是正措置の実施、ならびに労働者の職場復帰を促進する規定を含みます。

<取り組み>

- ◎ けがおよび疾病に対して適切な治療を行うとともに原因究明・対策を行い、記録を残す。
- ◎ けがおよび疾病（ニアミス/ヒヤリハットを含む）を分類・記録・分析し、必要であれば是正措置を講じる。
- ◎ 労働災害にあった労働者の職場復帰を支援する。
- ◎ 救急箱をはじめとする救命救助の道具/備品の定期的な在庫管理・有効期限の確認を行う。
- ◎ 年に一度、健康診断を実施する。
- ◎ ストレスチェックやメンタルヘルス対策等の活動を実施する

(3-5) 産業衛生

企業は、職場において、有害な生物学的・化学的・物理的な危険源に労働者が曝露するリスクを特定・評価し、適切に管理しなければなりません。適切な管理にはこれらの危険源に関わるリスクについての教育・研修を含みます。

<取り組み>

- ◎ 作業環境において粉塵、有機溶剤、蒸気、細菌などの影響を測定し、労働者の健康に有害な要因を特定・管理する。
- ◎ 有害な要因の除去、低減のための対策（代替材料・物質への変更・使用や設備導入による低減のための処置）、活動を行う。
- ◎ 安全衛生上の危険源にはヒエラルキーコントロールを用いてリスクの軽減に務める。
- ◎ 労働者に適切に維持管理された個人用保護具や換気等の設備を提供する。
- ◎ 法令に基づく健康診断を実施し労働者の疾病の予防と早期発見を図る。
- ◎ 産業衛生に関わる研修を定期的に行う。

(3-6) 身体的負荷のかかる作業への配慮

企業は、身体的に負荷のかかる作業を特定・評価のうえ、労働災害・労働疾病につながらないように適切に管理しなければなりません。

<取り組み>

- ◎ 人力による原材料の取り扱い、重量物または反復的な持ち上げ作業、長時間の立ち作業および極度に繰り返しの多い、または力の要る組立作業など、労働者の身体に負荷のかかる作業の危険源を特定し、評価、負荷軽減措置を実施する。

(3-7) 機械装置の安全対策

企業は、労働者が業務上使用する機械装置について安全上の危険源を特定/評価するリスクアセスメントを実施し、適切な安全対策を実施しなければなりません。

<取り組み>

- ◎ ヒヤリハットや危険予知トレーニング（KYT）などを実施して得られた機械・設備の危険源についてもリスクアセスメントを実施する。
- ◎ 危険源がある場合、物理的な保護、インターロック*、障壁を設置し適切にメンテナンスを行う。

*インターロック：ある一定の条件が整わないと動作ができなくなる安全装置

*ポカヨケやフルプルーフ、フェールセーフ、緊急時の停止ボタン・システムの設定・設置

※ポカヨケとは⇒工場などの製造ラインに設置される作業ミス（ヒューマンエラー）を防止する仕組み・装置のこと。「ポカ」（失敗）を「除ける」（回避する）がポカヨケの語源である

※フルプルーフとは⇒安全工学における用語のひとつで、工業製品やシステムを設計する際、誤操作や誤設定などの間違った使い方をして、少なくとも使用者や周囲にとって危険な動作をしないように、あるいはそもそも間違った使い方ができないように配慮する設計手法のこと

※フェールセーフとは⇒なんらかの装置・システムにおいて、誤操作・誤動作による障害が発生した場合、常に設計時に想定した安全側に動作するようにすること。またはそう仕向けるような設計手法で信頼性設計のひとつ。これは装置やシステムが『必ず故障する』ということを前提にしたものである

(3-8) 施設の安全衛生

企業は、労働者に清潔なトイレ施設、飲料水の利用、および衛生的な食品の調理、保存、および食事ができる施設を提供し、適切に安全衛生の管理をしなければなりません。

<取り組み>

- ◎ 労働者に清潔なトイレ、飲料水、清潔な環境で調理、保存された食品および食堂を提供する。
- ◎ 食堂での害虫点検および、駆除等の衛生管理、対策を実施する。
- ◎ 寮の入浴およびシャワー用温水、照明や換気などの設備は清潔かつ安全な状態を保つ。
- ◎ 寮では個人的な所有物や貴重品を保管するための場所や適切な広さの個人スペースを提供する。
- ◎ 寮の避難訓練を実施し、緊急避難口を明示し安全を確保する。

(3-9) 安全衛生のコミュニケーション

企業は、職場のあらゆる危険源について、労働者の母語または理解できる言語で、適切な安全衛生情報と教育訓練を提供しなければなりません。その安全衛生情報および研修には、該当する場合、性別や年齢など、関連する属性に特有のリスクに関する内容が含まれることとします。また、労働者の匿名性を確保し、報復を恐れることなく安全衛生上の懸念を報告できるプロセスを周知し、そのプロセスを保持しなければなりません。

<取り組み>

- ◎ 労働者の母語または理解できる言語で職場の危険箇所と安全衛生情報を施設内に掲載する。
- ◎ 作業開始前にすべての労働者に対して安全衛生に関する教育を提供し、その後は定期的に教育を実施する。
- ◎ 労働者は匿名性が確保され、報復の恐れなく安全衛生上の課題を提起することができ、企業はその提起された問題を速やかに改善する。
- ◎ 委員会等の実施により、安全衛生に関する情報共有や討議の場を設ける。

4. 環境

企業は、製品の製造において環境に対する責任が不可欠であることを認識する必要があります。企業は、公衆の安全衛生を守りながら、製造活動において、環境への影響を認識するとともに、地域社会、環境、および天然資源への有害事象を最小限に抑えなければなりません。

(4-1) 環境許可と報告

企業は、事業の所在地の法規制に従い、事業に必要な許認可、登録書、免許および試験報告書を取得し、最新の状態に保ち、申請・通知しなければならない。また、法規制に従い、事業に必要な報告事項を報告しなければなりません。

<取り組み>

- ◎ 日本国内の場合、一定の資格を取得した管理者の設置義務として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）／特別管理産業廃棄物管理責任者、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)／一定レベル以上のエネルギーを使用する工場におけるエネルギー管理士、大気汚染防止法等／化学物質、粉塵、煤塵を排出する工場における公害防止管理者等があり、関連法令や規制に定める要件を遵守する。
- ◎ 事業に用いる化学物質に応じて毒物・劇物管理、特定化学物質管理、危険物管理等の責任者を設置する義務に関し、現地の関連法令等を遵守する。
- ◎ 必要とされるすべての環境許可証（例：排出のモニタリング）、認可書、および登録書を取得・維持し、最新の状態に保つ。

(4-2) 汚染防止と資源保全

企業は、汚染物質の排出、および廃棄物の発生源、加えて除去装置追加やプロセスの変更などの施策により最小限に抑えるまたは除去する必要があります。水、化石燃料、鉱物、原生林産物などの天然資源については、生産・メンテナンス・設備に関わるプロセスの変更、物質の代替、再利用、保全、リサイクル、その他の手段などを実践し、その使用を抑えなけれ

ばなりません。

<取り組み>

- ◎ 汚染物質、廃棄物は発生源の抑制または公害の発生を予防する設備の導入、製造・メンテナンス・設備の稼働方法やプロセスの改善等により、汚染物質、廃棄物の削減活動を行う。
- ◎ 天然資源（水、化石燃料、鉱物等）は、材料の代替、再利用やリサイクル、製造・メンテナンス・設備の稼働方法やプロセスの改善等により使用量の削減を行い、資源の保全活動を行う。
- ◎ 製品への材料使用量・廃棄物の削減、並びに再生資源・再生部品の利用を促進し、資源の有効活用を図る。

(4-3) 有害物質管理

企業は、法規制を遵守し、人体や環境に対して危険をもたらす化学物質、廃棄物、およびその他の物質は、特定、表示、および管理を行い、安全な取り扱い、移動、保存、使用、リサイクルまたは再利用、および廃棄を確実にし、文書化しなければなりません。

<取り組み>

- ◎ 日本国内の場合、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）」、「毒物及び劇物取締法」、「労働安全衛生法」、「消防法」、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）」などの関連法令や規則等に基づいて管理する。
- ◎ 化学物質の特定（表示を含む）、安全な取り扱い、移動、保管、使用、リサイクル又は再利用、廃棄に関する規程を定め、運用管理を行う。

(4-4) 廃棄物の管理

企業は、廃棄物の特定、管理、削減、および責任をもって廃棄またはリサイクルを行う体系的なアプローチを実施し、文書化しなければなりません。

<取り組み>

- ◎ 廃棄物の委託先処分業者・運搬業者が契約条件および関連法規に従った処理を行っているかを定期的に評価する。
- ◎ 廃棄物の特定、分類、保管、移動、処分に関する規程を定め運用管理を行う。

(4-5) 大気への排出

企業は、有害な物質の大気への排出を、特徴を把握し、定期的監視、制御し、排出される前に必要な処理を実施しなければなりません。

<取り組み>

- ◎ 大気へ排出される有害物質（揮発性有機化合物（VOC）、エアロゾル、腐食性物質、微粒子、オゾン層破壊物質、燃焼副生成物等）は排出される前に内容の分析・影響評価を行い、定期的に監視し、その結果に基づいて必要な処理を施した後に排出する。
- ◎ オゾン層破壊物質は、モントリオール議定書及び適用される関連法令や規制等に従って管理する。
- ◎ 敷地境界での騒音レベルおよび振動レベルを測定し、法令で定める規定値内に管理する。

(4-6) 物質の制限管理

企業は、製品中および製造工程において特定の物質の使用禁止または制限に関し、リサイクルおよび廃棄物の表示に関するラベリングを含め、すべての適用される法律、規制、および顧客要求事項を遵守しなければなりません。

<取り組み>

- ◎ 適用される関連法令や規制で含有禁止に指定された化学物質を製品に含有してはならないことに加え、必要とされる表示義務を遵守することや試験評価を行い、製品に含有する化学物質の管理を行う。
- ◎ 製品に含有されてはならない化学物質を管理することはもとより、外部環境に排出される化学物質についても排出量の把握、行政への報告等を行い、当該物質の排出量の削減に努め、製造工程における化学物質の管理を行う。
- ◎ 製品及び製造工程で用いる化学物質は適用される関連法令や規制の遵守はもとより、顧客要求事項も遵守する。

(4-7) 水の管理

企業は、法規制を遵守し、使用する水の水源、使用、排出を文書化、モニタリングし、節水する必要があります。あらゆる廃水は特徴を把握し、監視、制御され、排出または廃棄する前に、必要な処理を実施しなければなりません。また、水汚染を発生させる可能性のある汚染源を特定し、適切な管理を行わなければなりません。

<取り組み>

- ◎ 水源、水使用量、排水量を文書化、監視するとともに、節水や水の再利用を行い、水資源の保全に取り組むと同時に敷地内水路の汚染防止を含めた水の管理を行う。
- ◎ 廃水処理システム及び緊急事態対応設備などの動作状況を定期的に監視し、最適な動作状況を確保し、現地の関連法令や規制を遵守する。

(4-8) エネルギー消費および温室効果ガスの排出削減

企業は、全社規模の温室効果ガス削減目標を設定しなければなりません。また、企業は、エネルギー効率を改善し、エネルギー消費とスコープ1、2、およびスコープ3の重要カテゴリー

となる温室効果ガスの排出を最小化する方法を追求し、文書化、公表しなければなりません。

<取り組み>

- ◎ エネルギー効率の改善(省エネ)活動や温室効果ガス排出量の継続的な削減に取り組むため、自主的な削減目標を設定し、計画を立案し、確実に実行する。
- ◎ エネルギー消費量及び関連する温室効果ガスの排出量を把握、記録し文書化する。
- ◎ エネルギー効率の改善及び温室効果ガスの排出削減に関する情報公開を行う。

(4-9) 生物多様性の保全

事業活動が及ぼす生態系への影響評価を行い、負の影響を最小化する取り組みを行ってください。

<取り組み>

- ◎ 事業活動が地域周辺に与える生物多様性への負の影響を最小化するために、事業所や生産拠点等の敷地内外の生態系リスクを把握し、特定し、生物多様性の保全活動を適切に実施する。

5. 倫理

企業は、社会的責任を果たし、最高水準の倫理感に基づき事業活動を行わなければなりません。

(5-1) 腐敗防止

企業は、すべてのビジネス上の取引で最高基準のインテグリティ（誠実性）を維持するために、あらゆる種類の贈収賄、腐敗行為、恐喝、および横領を一切許容しないゼロトレランスの方針を保持しなければなりません。

<取り組み>

- ◎ 汚職や腐敗防止、賄賂などを防止するための社内教育を実施する。

(5-2) 不適切な利益供与および受領の禁止

企業は、賄賂やその他の不当もしくは不適切な利益を得るための手段を、約束、申し出、許可、提供、または受領してはなりません。

<取り組み>

- ◎ 自社または第三者による、賄賂、不当・不適切な利益を得るための、約束、申し出、許可、提供、受領を禁止する（公務員への賄賂、反社会的勢力への不当な利益供与、インサイダー取引などを含む）

(5-3) 適切な情報開示

企業は、ビジネス上のすべての取引に対し透明性をもって実施する必要があります。適用される法規制と業界の慣例に従って、労働、安全衛生、環境活動、事業活動、組織構造、財務状況、業績に関する情報を開示しなければなりません。

<取り組み>

- ◎ 企業の労働、安全衛生、環境活動、事業活動、組織体制、財務状況、および業績に関する情報を、適用される規制と一般的な業務慣行に従って開示する
- ◎ サプライチェーンにおける情報の改ざん、虚偽表示を容認しない。

(5-4) 知的財産の尊重

企業は、知的財産権を尊重し、技術やノウハウの移転は、知的財産が守られた形で行わなければなりません。また、顧客およびサプライヤーなどの第三者の知的財産も保護しなければなりません。

<取り組み>

- ◎ 顧客およびサプライヤーの製品仕様やノウハウを無断で使用しない。
- ◎ 商品開発や生産を行う前に他社の知的財産の調査を行い、知的財産権を侵害しない。
- ◎ 労働者が離職する際、顧客・貴社およびサプライヤーの知的財産に関する情報を持ち出させない。

(5-5) 公正なビジネスの遂行

企業は、公正な事業、競争、広告を行う必要があります。また、優越的地位を濫用することにより、自社の取引先に不利益を与える行為を行いません。

<取り組み>

- ◎ 国際基準や業界ルールを遵守した公正な事業、広告、競争を行う。
- ◎ カルテル・入札談合、自社製品に関する虚偽の表示や顧客に誤解を生じさせるような表示を行わない。
- ◎ 契約等に基づき、誠実かつ公平・公正な取引を行う。購入者や委託者という立場を利用して、取引先との取引条件を一方的に決定・変更し、不合理な要求や義務を課すことを許容しない。
- ◎ 優越的地位の濫用に関する法規制のある国では、それらの法令を遵守する。

(5-6) 通報者の保護

企業は、通報に係る情報に関する機密性、並びに通報者の匿名性を保護し、通報者が報復の恐れなしに通報できるプロセスを周知し、そのプロセスを保持する必要があります。

<取り組み>

- ◎ 労働者および企業の内部告発者の機密性、報復の恐れなく、匿名性を確保し、保護できる仕組みを構築する。
- ◎ 労働者および倫理に関する懸念をもつあらゆる人が、報復の恐れなく懸念を提起できる通報手段を提供する。

(5-7) 責任ある鉱物調達

企業は、製造している製品に含まれるタンタル、錫、タングステン、金、およびコバルト、などの鉱物が、OECD 紛争地域および高リスク地域で深刻な人権侵害、環境破壊、汚職、紛争などを引き起こす、またはそれらに加担していないかのデューデリジェンスを実施しなければなりません。

<取り組み>

- ◎ 責任ある鉱物調達に関する方針を策定し、製品中のタンタル、錫、タングステン、金が、OECD 紛争地域および高リスク地域で人権侵害等を引き起こしている武装グループの、直接または間接的な資金源となっていないことを合理的・継続的に確認する。
- ◎ 鉱物の原産地についてデューデリジェンスを実施し、顧客の要望に応じて開示する

(5-8) 適切な輸出入管理

企業は、法令等で規制される技術や物品の輸出入に関して、明確な管理体制を整備して適切な輸出入手続きを行わなければなりません。

<取り組み>

- ◎ 輸出入に関する国際合意や法規を調査し遵守する。
- ◎ 国際合意、法規などで輸出入に関する規制のある部品・製品・技術・設備・ソフトウェアの、適切な輸出入手続きを行う。
- ◎ 輸出・輸入に関する管理体制を整備する。(輸出入に関しては監督官庁の許可取得手続きが必要な場合がある)

(5-9) 反社会的勢力との関係遮断

企業は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を、一切遮断します。万が一不当な要求を受けた場合は、直ちに担当部門に報告・相談し、関係機関と連携して解決を図るように努めます。

6. 品質・安全性

企業は、提供する製品やサービスの安全性ならびに品質の確保を行い、正確な情報を提供しなければなりません。

(6-1) 製品の安全性の確保

企業は、製品が各国の法令などで定める安全基準を満たし、十分な製品安全性を確保できる設計・製造・販売を行い、供給者としての責任を果たさなければなりません。

<取り組み>

- ◎ 法令遵守はもとより、通常有すべき安全性(設計・工程・部品等)についても配慮する。

(製品安全性に関わる法令)

ヨコオの製造・拠点に基づく法令列举

- ・ 日本：電気用品安全法、消費生活用製品安全法、家庭用品品質表示法など
- ・ 海外：UL*、BSI*、CSA*等

* UL : Underwriters Laboratories (アメリカの検査機関による認証)

* BSI : British Standards Institution (英国規格協会による国家規格)

* CSA : Canadian Standards Association (カナダ規格協会による安全規格)

- ◎ 問題発生時の迅速な対応プロセス構築やトレーサビリティ (材料・部品・工程) の確保等の管理体制を構築する。

(6-2) 品質管理

企業は、製品・サービスの品質に関して適用される、すべての法規制を遵守するのみならず、自らの品質基準、顧客要求事項を遵守しなければなりません。

<取り組み>

- ◎ 品質マネジメントシステムの構築に取り組むとともに、ISO9001 認証、または、その他の品質マネジメントシステムに関する第三者認証の取得に努める。

(6-3) 正確な製品・サービス情報の提供

企業は、製品・サービスに関する、正確で誤解を与えない情報を提供する必要があります。

<取り組み>

- ◎ 消費者や顧客に対し製品やサービスに関する仕様・品質・取扱方法の正確な情報を伝える。
- ◎ 法令に従い、製品に含有されている化学物質等の情報を適正に報告する。
- ◎ 製品・サービスに関するカタログ等の表示および広告宣伝において、事実と異なる表現や消費者や顧客の誤解を招く表現をせず、他企業や個人の中傷誹謗、権利侵害等となる

内容を含まない。

- ◎ 納入部材で、Man(人)、Machine(設備)、Method(方法)、Material(部材)の変更（通称 4 M 変更）が発生した場合は速やかに報告する。

7. 情報セキュリティ

企業は、機密情報や個人情報の漏洩を防止し、情報セキュリティの強化を図らなければなりません。

(7-1) サイバー攻撃に対する防御

企業は、サイバー攻撃などからの脅威に対する防御策を講じて、自社および他者に被害が生じないように管理しなければなりません。

<取り組み>

- ◎ コンピュータ・ネットワーク上の脅威に対する防御策を策定し、顧客、消費者、および従業員などに被害を与えないように管理する。

(7-2) 個人情報の保護

企業は、サプライヤー、顧客、消費者、従業員など全ての個人情報について、関連する法規制を遵守し、適切に管理・保護しなければなりません。

<取り組み>

- ◎ サプライヤー、顧客、消費者、および従業員など、取引に関わる者全員の個人情報の保護に取り組む。
- ◎ 個人情報の収集、保存、処理、移転、共有を行う場合、プライバシーおよび情報セキュリティに関する法規制を遵守する。

(7-3) 機密情報の漏洩防止

企業は、自社のみならず、顧客や第三者から受領した機密情報を、適切に管理・保護しなければなりません。

<取り組み>

- ◎ サプライヤー、顧客、消費者、および従業員などから受領した機密情報を適切に管理・保護する。
- ◎ 従業員に対して定期的に情報セキュリティ教育（標的型攻撃の教育訓練含む）を実施する。
- ◎ 情報セキュリティ問題が発生した場合に備え、対応体制や手順を策定する。

8. 事業継続計画

企業は、大規模自然災害などによって自社もしくは自社の取引先が被災した場合に、自社が供給責任を果たすために、いち早く生産活動を再開できるよう準備しなければなりません。

(8-1) 事業継続計画の策定と準備

企業は、事業継続を阻害するリスクを特定・評価し、事業への影響の精査と中長期的に必要な事前対策、その取り組み状況をまとめた事業継続計画（BCP）を策定することが必要です。また、策定されたBCPは年1回以上の頻度で見直しを行わなければなりません。

<取り組み>

- ◎ 適切な納期の確保と安定供給に向け、サプライチェーンを遡った供給元の調査を行う。
- ◎ 自然災害・事故・不測事態などが発生した場合に備え、安定供給に向けた対策（2社購買、在庫確保等）を図る。
- ◎ 部品の終息時期については契約書に取り決めた期間内に連絡する。

9. 社会貢献

購入先は持続可能な社会の実現に向け、国際社会や地域社会の発展に貢献できる活動に積極的に取り組みます。

(9-1) 社会・地域への貢献

企業は、国際社会・地域社会の発展に貢献できる活動を積極的に取り組みます。

<取り組み>

- ◎ 経営資源を活用したコミュニティへの支援活動を行う

・ ※支援活動取り組み事例

- ・ 商品、サービス、技術/施設や人材などを活用した社会貢献
- ・ 社会貢献団体・活動への金銭的寄付や 災害時における地域との連携

10. マネジメントシステム

企業は、本行動規範の内容に関連する範囲のマネジメントシステムを構築し、継続的に改善しなければなりません。

(10-1) 企業のコミットメント

企業は、人権、安全衛生、環境、倫理に関する方針声明を策定し、デューディリジェンスと継続的改善に対する会社のコミットメントと共に経営幹部の承認を受けなければなりません。それらの方針は公開され、労働者には理解できる言語を用いて伝達されるものとします。

<取り組み>

- ◎ 経営幹部は本行動規範の要件を満たすための労働、安全衛生、環境、倫理、品質、情報セキュリティ、個人情報保護、事業継続、調達の方針を策定し、労働者への周知を徹底する。

(10-2) 経営者の説明責任

企業は、マネジメントシステムの運用状況と担当役員を明確化し定期的にレビューしなければなりません。

<取り組み>

- ◎ 年に一度以上の定期的なマネジメントレビューの機会を設けている。

(10-3) 法定要件および顧客要求事項

企業は、本行動規範の要件を含む、適用される法律、規制、および顧客要求事項を特定、監視、理解するプロセスを構築し、実行しなければなりません。

<取り組み>

- ◎ 本取引先行動規範に関連する労働、安全衛生、環境、倫理、品質、情報セキュリティ、個人情報保護、事業継続、調達の法規制や顧客要求を特定、管理し、必要に応じて社内ルールを整備・更新する。

(10-4) リスク評価とリスク管理

企業は、自社の業務に関する重大な人権や環境への影響のリスクを含め法令遵守、環境・安全衛生および業務に関連する労働慣行および倫理リスクを特定するプロセスを構築し、実行しなければなりません。

<取り組み>

- ◎ リスクを特定し規制の遵守状況を確認する。
- ◎ 適切な手順による管理および物理的制御を実施する。
- ◎ リスク評価は生産現場、倉庫および保管施設、工場/施設支援機器、研究所および試験エリア、トイレ、キッチン/カフェテリア、および労働者の寮を含める。

(10-5) 改善目標

企業は、社会的責任を果たすため目標、および実施計画を策定し、定期的に評価しなければなりません。

<取り組み>

- ◎ 本行動規範の要求事項である労働、安全衛生、環境、倫理、品質、情報セキュリティ、個人情報保護、事業継続、調達を実践するための目標、目標値、実施計画を明文化する。
- ◎ 定期的に達成状況を評価する。

(10-6) 教育や研修

企業は、目標を達成するために、管理職および労働者に対する研修を実施しなければなりません。

<取り組み>

- ◎ 責任者や労働者に対し、労働、安全衛生、環境、倫理、品質、情報セキュリティ、個人情報保護、事業継続、調達に関する研修を行い、法規制および顧客要求事項を遵守する。

(10-7) コミュニケーションの推進

企業は、方針や活動内容に関する正確な情報を、労働者、サプライヤーおよび顧客に伝達しなければなりません。

<取り組み>

- ◎ 財務・非財務情報を労働者に説明する。
- ◎ 顧客や取引先へ方針説明会を開催し、方針や要請事項を説明する。

(10-8) 内部通報制度

労働者、その代表者、ステークホルダーは法律や規制および社会慣行における懸念の提起や違反について報復を恐れることなく匿名で伝えることができ、企業はその内容を正當に評価し改善できる継続的な双方向のコミュニケーションプロセスを構築し実行しなければなりません。

<取り組み>

- ◎ 労働者から課題や苦情を聞くための報復の恐れなく匿名で行える内部通報制度（意見箱やホットライン）を設置する。
- ◎ 内部通報を通じて提起された課題や苦情に対し、社内で適切に改善する。

(10-9) 評価

企業は、法律や規制、顧客の要求事項に適合するために定期的な自己評価を実施しなければ

りません。

<取り組み>

- ◎ 法規制や顧客からの要請事項をまとめたアセスメントシートを作成し、定期的に適合状況を確認し経営層へ報告する。
- ◎ 法規制や顧客からの要請事項が満たされているか内部監査の実施もしくは第三者による外部監査を受審している。

(10-10) 是正措置プロセス

企業は、評価によって特定された不備に対して適切に速やかに是正を実施しなければなりません。

(10-11) 文書化と記録

企業は、マネジメントシステムの運用に関する文書およびプライバシーの保護に関する文書を作成し記録を維持しなければなりません。

<取り組み>

- ◎ サプライヤーへ要求する CSR 事項を整理し、発行する。(例：契約書、ガイドラインなど)
- ◎ 規制の遵守、会社への要求事項への適合およびプライバシーを保護するための文書および記録に適切な機密性を確保する。

(10-12) サプライヤーへの責任

企業は、本取引先行動規範の要求事項をサプライヤーに伝達し、遵守を確認しなければなりません。

<取り組み>

- ◎ サプライヤーに対し本方針・行動規範の要求事項を伝達する。
- ◎ サプライヤーに対し本方針・行動規範の遵守状況を確認する(例：監査、ヒアリング)

参考資料

- 株式会社ヨコオ「CSR方針・行動規範」
<https://www.yokowo.co.jp/company/csr/conduct.html>
- RBA Responsible Business Alliance「RBA行動規範 Ver.8.0」
https://www.responsiblebusiness.org/media/docs/RBACodeofConduct8.0_Japanese.pdf
- JEITA 一般社団法人 日本電子情報技術産業協会「責任ある企業行動ガイドライン」
<https://www.jeita.or.jp/japanese/pickup/category/2020/200331.html>
- JAPIA 一般社団法人 日本自動車部品工業会「CSRガイドブック」
https://www.japia.or.jp/files/user/japia/work/csrbcpcsr/CSR_H22guidebook.pdf